

計算書類に対する注記（A里拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金ー···
 - ・賞与引当金ー···

2. 重要な会計方針の変更

···

3. 採用する退職給付制度

···

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) A里拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
 - ア 介護老人福祉施設A里
 - イ 短期入所生活介護〇〇
 - ウ 居宅介護支援〇〇
 - エ 本部
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 土地 | | | | |
| 建物 | | | | |
| 定期預金 | | | | |
| 投資有価証券 | | | | |
| 合 計 | | | | |

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

〇〇施設を〇〇へ譲渡したことに伴い、基本金***円及び国庫補助金等特別積立金 ***円を取り崩した。

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

| | |
|-----------|------|
| 土地 (基本財産) | ○○○円 |
| 建物 (基本財産) | ○○○円 |
| 計 | ○○○円 |

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

| | |
|------------------------------|------|
| 設備資金借入金 (1年以内返済予定額を含む) | ○○○円 |
| 設備資金借入金 (1年以内返済予定額を含む) (C拠点) | ○○○円 |
| 計 | ○○○円 |

※C拠点では「7. 担保に供している資産」は「該当なし」と記載。

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|-----------|------|---------|-------|
| 建物 (基本財産) | | | |
| 建物 | | | |
| 構築物 | | | |
| ・・・・・ | | | |
| ・・・・・ | | | |
| ・・・・・ | | | |
| 合計 | | | |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

| | 債権額 | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高 |
|----|-----|---------------|----------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合計 | | | |

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

| 種類及び銘柄 | 帳簿価額 | 時価 | 評価損益 |
|------------|------|----|------|
| 第〇回利付国債 | | | |
| 第△回利付国債 | | | |
| 第☆回★★社 | | | |
| 期限前償還条件付社債 | | | |
| 合計 | | | |

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし